

# 最高裁判所裁判官国民審査公報



最高裁判所判事  
山浦善樹  
昭和二一年七月四日生  
よし うら やまと

略歴

長野県丸子町（現在は上田市）生まれ。  
丸子小・中学校、長野県立上田高等学校を経て、一橋大学法学部卒業（昭和四四年）

昭和四七年四月 司法修習生  
昭和四九年四月 弁護士登録（東京弁護士会）  
平成八年四月 司法研修所民事弁護教官  
一二年一二月 司法試験 考査委員（民事訴訟法）  
一三年五月 日本民事訴訟法学会理事  
一六年四月 筑波大学法科大学院教授  
二〇〇四年四月 中央大学法科大学院客員教授  
二〇〇四年三月 最高裁判所判事

昭和四七年四月 同年四月 判事補任官 以後、名古屋地裁、札幌地裁、東京地裁において勤務  
一二年五月 同年四月 判事任官 大分地裁、東京家裁において勤務  
一六年五月 同年四月 判事依頼退官  
一九年四月 同年六月 弁護士名簿登録（東京弁護士会）  
以後、慶應義塾大学法学部、日本大学法学部等非常勤講師

平成六年四月 同年四月 東洋大学法学院法務研究科教授  
一九年四月 同年六月 慶應義塾大学大学院法務研究科教授  
東洋大学法学院法務研究科教授

平成五年四月 判事依頼退官

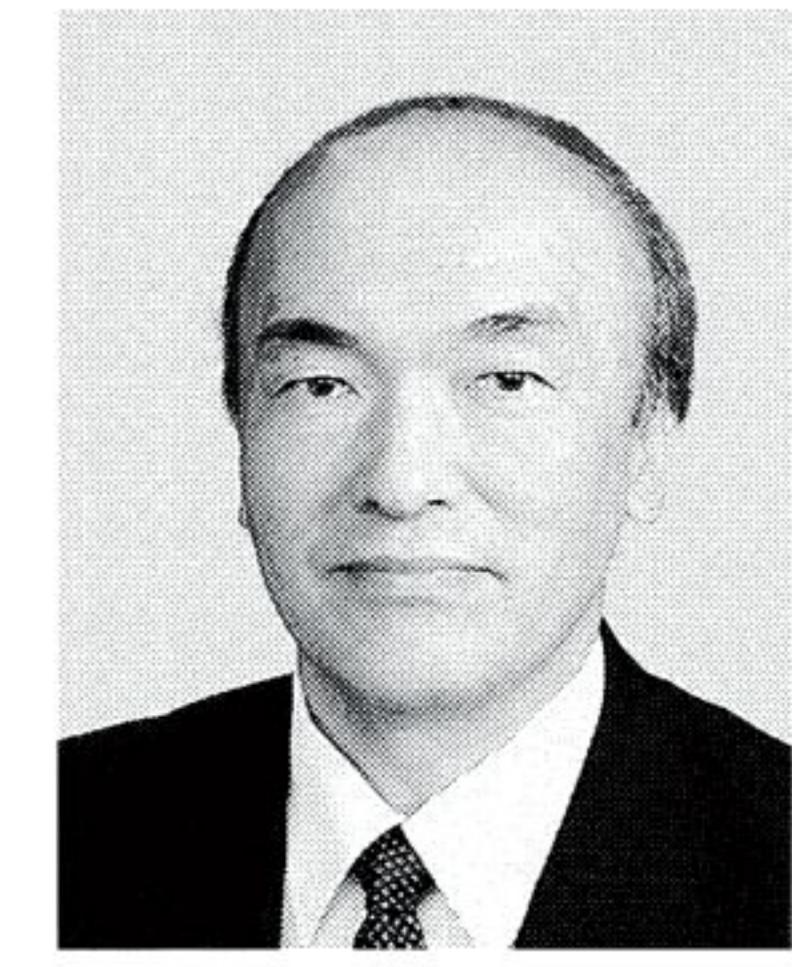
# 最高裁判所裁判官国民審査公報



最高裁判所判事  
昭和二二年三月三一日生  
おお はし まさ はる



最高裁判所判事  
昭和二一年八月二十五日生  
ち ば かつ み



最高裁判所判事  
昭和二三年一月九日生  
寺田 逸郎  
てら だ いつ ろう

## 略歴

東京都葛飾区に生まれ、葛飾区立半田小学校、私立開成中学校、同高校を卒業  
昭和四四年 六月 東京大学法学部卒業  
四五年 四月 司法修習生  
四七年 四月 弁護士登録（第一東京弁護士会）  
平成五年 四月 司法研修所民事弁護教官  
一〇年 六月 日本弁護士連合会知的所有権委員会委員長  
一三年 四月 日本弁護士連合会常務理事  
一五年 五月 最高裁判所司法修習委員会幹事  
一六年 四月 法務省新司法試験問題検討会委員  
一八年 六月 日本弁護士連合会法科大学院センター委員長  
一九年 六月 最高裁判所司法修習委員会委員  
二十四年 二月 最高裁判所判事

## 最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二四年五月一〇日 第三小法廷決定  
法人税法違反被疑事件で三人を超える数の弁護人を選任することについて、これを認めるべき刑事訴訟規則に定める特別の事情があるとした（全員一致、裁判長）。

二 平成二四年六月二八日 第三小法廷決定  
刑事確定訴訟記録法に基づく判決書の閲覧請求を不許可とした保管検察官の処分が同法四条二項四号及び五号の解釈適用を誤っているとした（全員一致）。

三 平成二四年一〇月一七日 大法廷判決  
平成二二年七月一日施行の参議院議員通常選挙時、公職選挙法（四条、別表第三の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定は多数意見が指摘するような違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていたにもかかわらず、立法府は抜本的な改革を怠り、また抜本的改革がなされないことについて国民に対する説明を怠っているのであるから、右定数配分規定は違憲とし、いわゆる事情判決の法理によつて請求を棄却した上で、主文において本件選挙が違法である旨を宣言すべきであるとの反対意見を述べた。

## 裁判官としての心構え

最高裁判所に就任して約一〇か月であり、関与した著名事件は僅ですが、様々な分野にわたる数多くの事件に触れ、社会の多様化と裁判の役割の重要性を改めて感じています。就任するまで約四〇年間、弁護士として様々な事件に関与してきた。弁護士の活動が、法的な枠組みの中で、特定の依頼者を前提に、その権利の実現を図ることにより正義の実現を目指すといったものであるのに対し、特定の依頼者を前提としない裁判官の職務には、最初は戸惑いがありました。現在では、独善に陥ることのないよう常に自戒をしながら、自らの良心に従つて憲法及び他の法令の解釈適用を行うことで正義の実現を図ることがその職務であると考え、実践しております。物事の多面性を踏まえ、開かれた態度で様々な意見に耳を傾け、最後までより正しい道を探り、勇気を持って決断する、こうした姿勢で一つ一つの事件を誠実に扱つていきたいと思っています。

## 裁判官としての心構え

最高裁判所に就任して約一〇か月であり、関与した著名事件は僅ですが、様々な分野にわたる数多くの事件に触れ、社会の多様化と裁判の役割の重要性を改めて感じています。就任するまで約四〇年間、弁護士として様々な事件に関与してきた。弁護士の活動が、法的な枠組みの中で、特定の依頼者を前提に、その権利の実現を図ることにより正義の実現を目指すといったものであるのに対し、特定の依頼者を前提としない裁判官の職務には、最初は戸惑いがありました。現在では、独善に陥ることのないよう常に自戒をしながら、自らの良心に従つて憲法及び他の法令の解釈適用を行うことで正義の実現を図ることがその職務であると考え、実践しております。物事の多面性を踏まえ、開かれた態度で様々な意見に耳を傾け、最後までより正しい道を探り、勇気を持って決断する、こうした姿勢で一つ一つの事件を誠実に扱つていきたいと思っています。

## 裁判官としての心構え

最高裁判所に就任して約一〇か月であり、関与した著名事件は僅ですが、様々な分野にわたる数多くの事件に触れ、社会の多様化と裁判の役割の重要性を改めて感じています。就任するまで約四〇年間、弁護士として様々な事件に関与してきた。弁護士の活動が、法的な枠組みの中で、特定の依頼者を前提に、その権利の実現を図ることにより正義の実現を目指すといったものであるのに対し、特定の依頼者を前提としない裁判官の職務には、最初は戸惑いがありました。現在では、独善に陥ることのないよう常に自戒をしながら、自らの良心に従つて憲法及び他の法令の解釈適用を行うことで正義の実現を図ることがその職務であると考え、実践しております。物事の多面性を踏まえ、開かれた態度で様々な意見に耳を傾け、最後までより正しい道を探り、勇気を持って決断する、こうした姿勢で一つ一つの事件を誠実に扱つていきたいと思っています。

## 裁判官としての心構え

最高裁判所に就任して約一〇か月であり、関与した著名事件は僅ですが、様々な分野にわたる数多くの事件に触れ、社会の多様化と裁判の役割の重要性を改めて感じています。就任するまで約四〇年間、弁護士として様々な事件に関与してきた。弁護士の活動が、法的な枠組みの中で、特定の依頼者を前提に、その権利の実現を図ることにより正義の実現を目指すといったものであるのに対し、特定の依頼者を前提としない裁判官の職務には、最初は戸惑いがありました。現在では、独善に陥ることのないよう常に自戒をしながら、自らの良心に従つて憲法及び他の法令の解釈適用を行うことで正義の実現を図ることがその職務であると考え、実践しております。物事の多面性を踏まえ、開かれた態度で様々な意見に耳を傾け、最後までより正しい道を探り、勇気を持って決断する、こうした姿勢で一つ一つの事件を誠実に扱つていきたいと思っています。

## 最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二三年三月二三日 大法廷判決  
平成二二年八月三〇日施行の衆議院議員総選挙当時、小選挙区選挙の区割基準のうちのいわゆる一人別枠方式及びこの基準に従つて作成された選挙区割りに関する公職選挙法の定めは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至つていた。もつとも、これらは、憲法上要求される合理的な期間内には正がされなかつたとはいえないが、憲法一四条等に違反するとはいえない（多数意見）。

二 平成二三年三月二六日 大法廷判決  
平成二二年八月三〇日施行の衆議院議員総選挙当時、小選挙区選挙の区割基準のうちのいわゆる一人別枠方式及びこの基準に従つて作成された選挙区割りに関する公職選挙法の定めは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至つていた。もつとも、これらは、憲法上要求される合理的な期間内には正がされなかつたとはいえないが、憲法一四条等に違反するとはいえない（多数意見）。

三 平成二四年四月二三日 第一小法廷判決  
平成二四年五月二八日 第二小法廷判決  
平成二四年五月二八日 第二小法廷判決  
平成二四年五月二八日 第二小法廷判決

## 最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二三年三月二三日 大法廷判決  
平成二二年八月三〇日施行の衆議院議員総選挙が違憲、無効であるとの訴えについて、当時の区画審設置法の定める基準（一人別枠方式）に従つて区割りを定める公職選挙法による小選挙区間の投票価値の不均衡は、投票価値の平等の要求に反し、限界を超えた違憲状態にあるが、合理的な期間内における是正がされていない段階には至つていないとした（多数意見）。

二 平成二三年一〇月二五日 第三小法廷判決  
健康新保険法の規定によると、いわゆる混合診療が行われた場合に「単独であれば保険診療となる療法」についても保険給付を支給されないと解された。ただし、どのようなものがその対象となるのかを法律で基準を示して明らかにしていない現状では合理的な仕組みとして機能し続ける保障があるとはいえず、憲法上の問題がないとは言い切れないとする個別意見を付した（全員一致、意見付加）。

三 平成二三年一〇月三日 第三小法廷決定  
飲酒により酩酊状態で自動車を高速運転し、前方注視を怠つて走行中の車両に追突して海中に転落させ、同乗していた三人の子供を死亡させた事案について、危険運転致死罪が成立する（懲役二〇年）とした（多数意見、裁判長）。

四 平成二三年一二月一九日 第三小法廷決定  
インターネットを通じてファイル共有ソフトを公開、提供したこところ、別の者がこれを利用して著作権の侵害を感じさせたとして著作権法違反の助助に問われた事案について、ソフト提供者は帮助とするに足る認識が欠けていたとして、無罪であるとした（多数意見）。

## 最高裁判所において関与した主要な裁判

就任以来二年が経過しようとしているが、それぞれの事件にかかる人々の正義への思いに応えることの難しさを日々痛感している。近代国家をめざして舵を切つてから一五〇年、戦後を規定してきた東西の壁の崩壊を目撃してからも二〇年経つた今、国際環境等が大きく変化する中で、二つの大震災に見舞われ、経済の発展とともに築きあげてきた社会が厳しく試される時期になつてきている。時代を通じて変わりのない理とこのような時代ならではの新しい要素、この二つにどう折合をつけ、この社会で個々人の権利・義務を位置づけていくかを見誤らないようにすることが、いま裁判を担当するに当たつて心がけるべきことであると考えている。

地裁の所長として裁判員裁判の発足にかかわったが、悪天候など様々な事情をのりこえて参加していただいた多くの人々の真摯な姿勢に強く印象づけられた。これに応えられるだけの司法でありたいとの思いを忘れないようにしていきたい。

# 最高裁判所裁判官国民審査公報



最高裁判所判事  
白木 勇



最高裁判所判事  
大谷剛彦



最高裁判所判事  
小貫芳信

昭和四五年	四月	判事補任官 東京地裁、新潟地裁等に勤務
五五年	四月	判事任官 東京地裁、名古屋地裁、司法研修所教官、最高裁判事局課長、最高裁秘書課長兼広報課長
平成七年	四月	東京高裁判事（部総括）
九年	八月	最高裁判事局長兼図書館長
一三年	九月	水戸地裁所長
一四年一月	東京高裁判事（部総括）	
一八年一〇月	東京地裁所長	
一九年一二月	広島高裁長官	
二〇〇一年一月	東京高裁長官	
二二年一月	最高裁判事	

略歴

名古屋市に生まれ、市内の小、中、高校を経て、東京大学法学部を卒業

まれ育ち、区立緑ヶ丘小、区立十中、都立芦山高、国立東京大学（法学部）に学ぶ。

昭和四七年	四月	判事補任官 東京地裁、福島地裁会津若松支部、那覇地裁等に勤務
昭和五七年	四月	最高裁判事局課長、最高裁秘書課長
昭和六年	四月	東京高裁（部総括）
昭和四年	四月	東京地裁（部総括）
昭和五年	四月	最高裁（経理局長、事務次長）
昭和六年	四月	東京高裁（事務局長）
昭和七年	四月	最高裁判事

略歴

東京都目黒区において洋服仕立業の家庭に生まれ育ち、区立緑ヶ丘小、区立十中、都立芦山高、国立東京大学（法学部）に学ぶ。

昭和四八年 四月 検事任官

法務省証務局租税証務課長

東京、札幌、那覇、千葉、福島各地検等に勤務

昭和五〇年 四月 司法修習生

預金保険機構特別業務部長

東京地検公判部長

法務総合研究所総務企画部長

東京地検正局長

最高検査事正

宇都宮地検

平成二年 四月 最高検務部長（心得の期間を含む）

平成二年 六月 法務省矯正局長

平成二年 七月 最高検公安部長

平成二年 九月 法務総合研究所長

平成二年 五月 檢事長に任命され、名古屋高検、東京高検に勤務（三四年八月退官）

平成二年 九月 亜細亜大学法学部教授

平成二年 四月 最高裁判事

平成二年 五月 檢事長に任命され、名古屋高検、東京高検に勤務（三四年八月退官）

平成二年 九月 亜細亜大学法学部教授

平成二年 四月 最高裁判事

平成二年 五月 檢事長に任命され、名古屋高検、東京高検に勤務（三四年八月退官）

平成二年 九月 亜細亜大学法学部教授

平成二年 四月 最高裁判事

平成二年 五月 檢事長に任命され、名古屋高検、東京高検に勤務（三四年八月退官）

平成二年 九月 亜細亜大学法学部教授

平成二年 四月 最高裁判事

平成二年 五月 檢事長に任命され、名古屋高検、東京高検に勤務（三四年八月退官）

平成二年 九月 亜細亜大学法学部教授

平成二年 四月 最高裁判事

平成二年 五月 檢事長に任命され、名古屋高検、東京高検に勤務（三四年八月退官）

平成二年 九月 亜細亜大学法学部教授

平成二年 四月 最高裁判事

平成二年 五月 檢事長に任命され、名古屋高検、東京高検に勤務（三四年八月退官）

平成二年 九月 亜細亜大学法学部教授

平成二年 四月 最高裁判事

平成二年 五月 檢事長に任命され、名古屋高検、東京高検に勤務（三四年八月退官）

裁判官としての心構え

裁判所の使命は、いつの時代にあっても、一つ一つの事件にあると切実な解決し、ひいて国民生活の安定に寄与することにあると思っています。これまでの約四〇年に及ぶ地裁、高裁の裁判官生活において、このことを常に意識した上で公平・誠実を旨として審理裁判をし、裁判所の使命は、いつの時代にあっても、一つ一つの事件にあると切実な解決し、ひいて国民生活の安定に寄与することにあると思っています。これからも同じ気持をもつて務めていきたいと思っています。

裁判官としての心構え

最高裁判所の使命は、裁判官になられる方々の裁判への高い志と、真摯な取組みなどに支えられています。裁判官としても、司法の拠り所となる国民の信頼に応えるため、公正、不偏、廉潔、謙譲の志を保ち、法と社会についての識見を高め、洞察を深めながら、個々の事件の適正な解決に向け誠実な取組みを続けていかなければならないと感じています。

最高裁の裁判官としても、最上級審、最終審の役割と責任を重く受け止め、一層の自戒と更なる精進に努めなければならぬと考えています。

裁判官としての心構え

最高裁判所の使命は、裁判官になられる方々の裁判への高い志と、真摯な取組みなどに支えられています。裁判官としても、司法の拠り所となる国民の信頼に応えるため、公正、不偏、廉潔、謙譲の志を保ち、法と社会についての識見を高め、洞察を深めながら、個々の事件の適正な解決に向け誠実な取組みを続けていかなければならないと感じています。

最高裁の裁判官としても、最上級審、最終審の役割と責任を重く受け止め、一層の自戒と更なる精進に努めなければならぬと考えています。



## 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査

投票日は 12月16日(日)